

始良市告示第91号

始良市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱を次のように定める。

令和5年3月13日

始良市長 湯元 敏浩



始良市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が事業者等と多様な分野で包括的な協力関係を築き、双方の資源を有効に活用した協働による取組を推進することで地域課題の解決を図り、もって地域社会の発展、市民サービスの向上等に資するため、事業者等と締結する包括連携協定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 連携事業 事業者等が地域の課題解決に向けて、自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）をいう。
- (3) 包括連携協定 複数の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。
- (4) 連携事項 包括連携協定に定めるもので、市と事業者等が連携・協働により実施する連携事業を体系化したものをいう。

(事業者等の基準)

第3条 包括連携協定の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当しない事業者等とする。

- (1) 法令等に違反する行為を行った者又はこれに類する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と密接に関係を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、市の入札に参加できない者

- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、市から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されている者
- (5) 団体及び団体の代表者に国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む。））又は市税の滞納がある者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）その他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続について申立てがなされている者
- (7) 包括連携協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けている者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、包括連携協定の対象としてふさわしくないとし市長が認める者

（連携事業の基準）

第4条 連携事業は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的教育を目的とするもの
- (3) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務又は商品を提供するもの
- (4) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、市民を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 事業者等への利益を誘導するおそれのあるもの
- (6) 人権を侵害するおそれがあるもの又はこれに類するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、連携事業としてふさわしくないとし市長が認めるもの

（事業提案の基準）

第5条 連携事業について、提案を受け付ける事業は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新規の施策・事業で、市が事業者等との連携により実施可能なもの
- (2) 市が既に実施している施策・事業のうち、事業者等との連携が可能なもの
- (3) 事業者等が社会貢献のために実施する事業で、市との連携により市民サービスの向上に寄与するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連携事業として適当であると市長が認めるもの

（事前協議）

第6条 事業者等は、連携事業の内容、包括連携協定の時期その他包括連携協定に必要な事項を示したうえで、市と事前協議をしなければならない。

(包括連携協定の締結)

第7条 市及び事業者等は、連携事業についての事前協議が整ったときは、連携事項、包括連携協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した書面(以下「包括連携協定書」という。)を作成し、両者の代表者の署名をもって包括連携協定を締結するものとする。

(結果の公表)

第8条 市は、包括連携協定を締結した場合には、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、包括連携協定を締結した事業者等も行うことができる。

(包括連携協定の有効期間)

第9条 包括連携協定の有効期間は、協定締結の日から当該日の年度の末日までとし、期間満了の1か月前までに市又は事業者等から申出がない場合には、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合には、この限りではない。

(包括連携協定の解除)

第10条 市は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、包括連携協定を解除することができる。

- (1) 第3条及び第4条に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- (2) 監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたとき、その他協定の相手方として必要な資格が欠けたとき。
- (3) 事業者等又は事業者等の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者(以下「暴力団員等」という。)であること又は連携協定が暴力団員等の利益になることが判明したとき。
- (4) 事業譲渡、事業廃止その他の理由により、連携協定に係る事業を行わなくなったと認められるとき。
- (5) 連携協定の履行に関し事業者等又は事業者等の従業員の責めに帰すべき事由により市又は第三者(市の職員を含む。)に損害を与えたとき。
- (6) 市との信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が事業者等との連携協定の存続を不適當であると認めるとき。

2 市又は事業者等は、天災その他不可抗力の発生などのいずれの責めにも帰さない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合には、当該包括連携協定の解除を申し出ることができる。ただし、連携事業が天災その他不可抗力時の実施を目的とする場合を除く。

(実績報告)

第11条 市は、事業者等に対し、包括連携協定に基づく連携事業について実績の報告を求めることができる。

2 市は、3年以上連携事業の実績がない事業者等に対し、包括連携協定の継続について協議の場を設けることができる。

(協議)

第12条 この告示及び包括連携協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び事業者等は、信義誠実の原則にのっとり、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に締結されている協定は、この告示の規定により締結されたものとみなす。